

川内原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更の認
可に対する異議申立てに関する意見の陳述

平成30年11月7日（水）

原子力規制委員会

川内原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更の認可に対する異議申立てに関する意見の

陳述

議事録

1. 日時

平成30年11月7日(水) 10:00～10:50

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室D

3. 出席者

原子力規制庁

安池 由幸	長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門 専門職
寒川 琢実	原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 安全規制調整官
岡本 肇	原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 主任安全審査官
山田 創平	原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 総括係長
沖田 真一	原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門 管理官補佐
田上 雅彦	原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門 上席安全審査官

異議申立人

■■■■■■■■■■ 意見陳述者

4. 議題

- (1) 口頭意見陳述会の運営に関する説明
- (2) 異議申立人 ■■■■■■■■■■ 氏 意見陳述

5. 議事録

○寒川安全規制調整官 それでは、定刻になりましたので、これより異議申立人から申し立てのありました異議申し立てに係る口頭意見陳述会を開催いたします。

本日の口頭意見陳述の聴取者を紹介いたします。

まず、私は、原子力規制庁実用炉審査部門安全規制調整官の寒川琢美でございます。

本口頭意見陳述会の聴取者を務めます。

○■■■■氏 すみません。自分が何を言ったのか後でわからなくなるとあれなので、録音させていただいていいですか。

○山田総括係長 それは結構です。

○■■■■氏 わかりました。

○寒川安全規制調整官 それでは、担当を紹介いたします。

○岡本主任安全審査官 実用炉審査部門主任安全審査官、岡本肇でございます。

○山田総括係長 実用炉審査部門総括係長の山田創平と申します。よろしくお願いいたします。

○沖田管理官補佐 地震・津波審査部門管理官補佐、沖田真一と申します。よろしくお願いいたします。

○田上上席安全審査官 地震・津波審査部門の田上です。

○安池専門職 地震・津波研究部門の安池由幸です。よろしくお願いいたします。

○寒川安全規制調整官 では、次に、本会の趣旨を説明いたします。

○山田総括係長 実用炉審査部門の山田でございます。

平成27年5月27日、原子力規制委員会は九州電力株式会社に対し、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、川内原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更認可をいたしました。

同年7月23日、異議申立人から、当委員会に対し、この原子炉施設保安規定の変更認可について、行政不服審査法第6条の規定に基づき異議申し立てがなされたものであります。

本口頭意見陳述は、同年7月23日に、異議申立人から、同法第48条によって異議申し立てに準用される同法第25条ただし書きの規定に基づき、口頭での意見陳述に関する申し立てがあったことを踏まえ、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えるものです。

議事進行に当たり、出席者に対し、注意を申し上げます。

口頭意見陳述は、今回の異議申し立てに関連する事項について行ってください。

議事進行に支障を来す場合、退場を求めることがありますので、もしそのような場合には指示に従ってください。

なお、本口頭意見陳述は、行政不服審査法第48条によって異議申し立てに準用される同法第31条の規定により、原子力規制庁の職員である我々が、口頭意見陳述の聴取者として、異議申立人である意見陳述者から意見を聴取するものです。したがって、私どもが意

見を示したり、説明を行ったり、質問に答える場ではないということを改めて申し上げます。

今回の口頭での意見陳述は、一人当たり30分と聞いておりますので、持ち時間以内に陳述を終了するようお願いいたします。

また、意見の陳述は、必ず氏名を述べた後に開始するようお願いいたします。

私から、説明は以上になります。

○寒川安全規制調整官 それでは、口頭意見陳述を開始してください。

○■■■■氏 ■■■■といます。よろしくお願いいたします。

ちょっと意見を述べる前に、先にちょっと手続的なところで確認させていただきたいんですけども、これは意見を言って、何か、紙にまとめた状態で審査にかかるという。

○山田総括係長 この場では議事録としてつくりますけれども、それも踏まえて決定書の作成に入ります。

○■■■■氏 わかりました。

じゃあ、意見を述べさせていただきます。

ちょっと、この間、この申し立ての後、その口頭意見陳述をするかしないかというところで、たしか今年の6月の段階ですかね、前任の方だと思うんですけど、片野さんに、実はその前から、ちょっとなかなか審査の決定が出るのにすごく時間がかかっている状況なので、こちらから、もし口頭意見陳述の日程の調整のために何か延びているのであれば、無理に開かずに、とにかく決定を、審査を進めてほしいという旨は伝えてあったんですけども、6月の段階で、また口頭で確認を受けたということなんですけども、ただ、この間、ちょっと申し立てから3年経過しまして、一つは火山部会での、この件に直接関わる火山モニタリングに関する議論ですね。それは、直接、九州電力の火山モニタリングに関わる事項だけではなくて、その規制庁の側で、火山の噴火の予兆というか、兆候をどう捉えて、原子炉の停止とか、あるいは燃料体の搬出というのをどういった形で指示を出していくのかという議論も並行的に出されていて、その議論があったというのが一つと、それから、もう一つ、結構これは大きなことだと思っているんですけども、川内原発、それから似たような状況で、伊方原発の運転差し止め訴訟の仮処分の決定というのが幾つかの裁判所に出てきまして、その火山リスク、特に巨大噴火のリスクにどう向き合うのかといったところで、さまざま裁判所なりの見解が出て、それに呼応する形でと思っているんですけども、今年3月7日に、規制庁さんの方でこの火山ガイドに関する基本的な考え方という

のが示されて、その巨大噴火のリスクをどう見ていくのか、どう対応していくのかというところで一つ意見が出されたと思っていまして、これもこの火山モニタリングを今後どうしていくのかということにも関係してくると思いましたので、その経緯というか、事態の推移を含めて、改めてちょっと意見を述べさせていただきたいというふうに思っていて、それで、ちょっと改めてこの場を設けさせていただいたというのが経緯であります。

それで、じゃあ、具体的な中身なんですけれども、まず、そもそも申し立てをした段階での理由の大きなものは、特に巨大噴火とか、あるいは破局的噴火、川内原発の場合には、その破局的噴火によって、幾つか周辺のカルデラ火山の破局的噴火によって、その火砕流が到達する可能性がある、過去に到達したと、可能性があるということがあって、それで火山ガイドの規定に従ってモニタリングを実施しなければならないと。

その実施計画というか、実施内容というか、に即して保安規定の認可がなされたんですけれども、ただ、そのとき、ほぼ同時並行というか、審査と並行して、規制庁側で、先ほど言った火山噴火の兆候をどう捉えるのかというのを、専門家を交えた検討チームでの議論が進められているんですけども、結論的には、巨大噴火となれば、破局的噴火について中長期的な噴火の予測というのは困難であるという状況で、ただ、一方で、川内原発、九州電力の側は、運用期間中に破局的噴火が起こる可能性は十分小さいということを前提に、さらに噴火に、しかも燃料体の搬出の余裕をもって兆候を把握することができるということを前提に、保安規定の提出がなされて、それについて認可がなされたというところで、非常にそこに矛盾があるのではないかと。

現実問題として、中長期的な噴火の予測というのは困難だというような状況のもとで、この許可処分、認可処分というのは間違っているのではないかと、そういう問題提起をさせていただいたというふうに思っています。その状況というのは基本的には今も変わっていないというふうに思っています。

その後、大体、年に一回ぐらい火山部会で、そのモニタリングの状況について九州電力から報告を受けて、また規制庁側での判断基準をどうするかという議論が進められてきたんですけども、基本的には、やはり巨大噴火、あるいは破局的噴火について中長期的な噴火の予測は困難だというのが専門家の間でも共通認識になっていて、その上で、規制庁側での判断基準については、とりあえず巨大噴火よりも一つランクの低いというか、レベルの小さい大規模噴火ですかね、川内原発でいうと、桜島・大正噴火のレベルについて、まずは原子炉の停止について、事前に停止措置、あるいはそういう指示が出せるようにとい

うことで議論しようではないかと。

ただ、その場合でも、多分、噴火の予測というか、兆候を捉えるのが直前になる可能性がある。そうすると、原子炉の停止はできても、燃料体の搬送までは難しいということだと思っんですけども、その場合には、その燃料体の搬出の判断の目安については、まだまだこれから中長期的な課題として議論を続けましょうというような事態になっているというふうに認識をしています。

その議論そのものは、私たちが最初に異議申し立てで書いた状況が基本的に追認されているというふうに理解をしています。そういう意味では、その内容も含めて、改めて御審議いただきたいというのが一つですね。

その一方で、ただ、九州電力のモニタリング活動については、基本的にGPSを使って山の寸法を測ってその膨張の度合いを見ていくというのが基本だと思っんですけども、何というか、それだけは、何か、ちょっとまた別個に独立した世界で、それをやっておけば兆候を捉えられるんだという前提の上で進められているというのは、非常に私たちにとっては奇異にその状況というのは映っています。

少し具体的な話をすると、例えば川内原発は、一応、九州電力は五つのカルデラ、巨大噴火とか、破局的噴火のモニタリングの対象としているのは五つだと思っんですけども、そのうちの鬼界カルデラについては、そのGPSの動きについては基本的に変化がない。

今、変化がない状況をずっと確認しているんだということだと思っんですけども、一方で、神戸大学の巽先生と、実際に現場を調べて、前回の破局的噴火が何か7000年前と言われているんですけども、それ以降、また新たなマグマが比較的早いスピードで蓄積したという痕跡を確認したというような論文が出ていまして、これは別に今すぐ何か大きな噴火があるんだという、別にそういう論文ではないんですけども、ただ、モニタリング活動をどうするかというときに、例えばそういう7000年前以降は、また新たなマグマがどうやら比較的早い、非常に早いスピードで蓄積しているようだと。多分、その結果が何かで捉えられたというふうにとりあえずは理解しているんですけども、例えばそういうものを何かしらの形で捉えることができないか、そういうのを捉えることができれば、日常的な状態と、日常でない状態と異常でない状態の違いみたいな。要は、今まさにそういうマグマが蓄積が非常に比較的早いスピードで進んでいるのであれば、今、単にGPSで2点間をはかっているだけでは、少なくともその鬼界カルデラの活動については捉え切れていないんじゃないかということになりますので、そういった点も含めて具体的に議論をしていただきたい

いと思いますし、もう一度、繰り返しになりますけども、今時点で、一方で中長期的な噴火の予測は困難であるというのが、これは規制庁さんの中でも共通認識になっていると思うんです。

その建前と、何というか、とりあえずGPSではかり続けて異常はないんですと言い続けている、ちょっとこの非常に何か、言い方が悪いですけど、ちょっと茶番劇のようにも見ええるようなことをやられているようにも見えまして、だから、もちろんそのつもりではないと思うんですけども、外から見るとやっぱり何か、全くこっちでやっている議論とこっちでやっている2者の議論が相入れないような形で、何か形だけを取り繕っているようにも見えますので、その辺はぜひ改めていただきたいですし、もっと前提に立ち返れば、そもそもそういった状況でのやっぱり認可というのが正しかったのかどうかというのをちょっと改めて検証していただきたいなというのが、まず一つ目です。

それから、もう一つ。裁判の関係ですね。この間、対象になっています川内原発の運転差しとめの、さまざま何力所かで仮処分の決定というのが出てきましたですね。

川内原発に即して言うと、まず鹿児島地裁で決定が下されて、これはどちらかという九州電力や、あるいは規制庁さんの見解に即した中身だったと思います。

だから、破局的噴火が運用期間中に発生する可能性は十分小さいという立証、火山ガイドを課しているという前提の上で、九州電力はそれを立証しているという認定をした上で、差しとめを却下したということだと思うんですけども、ただ、それに対して火山学者から非常に批判が出ていますね。

それは、例えば火山学会の会長さんとか、あるいは火山学会の副会長さんですかね、石原さんとか、あるいは、多分、火山ガイドの策定にも関わられた中田先生とか、あるいは噴火予知連の会長の藤井さんとかも含めて、そういった方々も含めて、その噴火の予知、予測ができるということを前提としたこの決定に対して、非常に批判が出たという状況があったと思います。

多分、それも受けてだと思うんですけども、福岡高裁宮崎支部での抗告審で、私はその一部をちょっと資料としてつけさせていただきまされたけども、非常に事実確認を懇切丁寧に行われているなと思っていまして、それに基づいての決定が出ています。

その後、例えば伊方原発をめぐる、松山地裁とか、あるいは広島ですね、広島地裁の決定、それから抗告審の決定、それから抗告審の異議審の決定というのがあってというのが続いたと思うんですけども、基本的に、ちょっと大分はまた別なんですけど、それを

外すと、全体、基本的な枠組みというのは、この福岡高裁宮崎支部の決定に即しているというふうに思っています。

ちょっと関係ない話ではないので見ていただきたいんですけども、要は、まず、お渡しした資料でいうと221ページですかね、上から2行目のところに、これは何カ所か同じような表現が書いてあるんですけども、最新の知見によっても噴火の時期及び規模についての的確な予測は困難な状況にあり、VEI6以上の巨大噴火についてみても、中・長期的な噴火予測の手法は確立しておらず、何らかの前駆現象が発生する可能性が高いことまでは承認されているものの、どのような前駆現象がどれくらい前に発生するのかについては明らかではなく、何らかの異常現象が検知されたとしても、それがいつ、どの程度の規模の噴火に至るのか、それとも定常状態からのゆらぎに過ぎないのかを的確に判断するに足りる理論や技術的手法を持ち合わせていないというのが、火山学に関する少なくとも現時点における科学技術水準であると認められる。

これは裁判所の決定の文章ですけども、基本的には、先ほど言った火山部会とか、あるいは規制庁の火山モニタリングの検討チームですね、ここでの議論を踏まえて、ほぼそれをまとめた形で書いているだけですので、この認識は、多分、規制庁さんも同じだというふうに考えております。

この前提に立って、じゃあ、どう破局的噴火の可能性を判断するのかというのはまたあるんですけども、基本的には、この宮崎支部は、この事実認識を基にして、九州電力が行った破局的噴火の可能性は十分に小さいという、火山ガイドがいう、要求する立証は成立していないというか、そこまでは言っていないというのが前提になっていますと。これは、この後の松山地裁や広島地裁、広島高裁でもほぼ同じ認識のもとに決定がなされているという。

そういう意味では、この間の裁判所のある共通認識かなというふうに見ていますし、これは、繰り返しますが、別に裁判所が独自に判断したというよりは、規制庁の中での議論を踏まえてこういう認識がされているということだと思えます。

その上で、いわゆる社会通念論というのが出てきて、221ページの下から7行目ぐらいから、VEI7以上のいわゆる破局的噴火がもたらす影響は、鬼界アカホヤ噴火によって発生した巨大火砕流が薩摩・大隅半島、種子島、屋久島を覆い、火山灰が偏西風により東日本まで運ばれて、南九州の縄文文化と自然環境に壊滅的なダメージを与えるとともに、西日本から東日本へかけても降灰による甚大な影響を及ぼしたと考えられるとされ、約9万年前

の阿蘇4噴火（日本最大級の噴火といわれる。）によって発生した火砕流が南九州の一部を除きほぼ九州一帯に及んだほか、山口県や愛媛県の一部にも達したといわれ、その降下火山灰は北海道でも15cmの地層に残されていると。約3万年前の始良Tn噴火によって発生した火砕流が90km以上流走し、南九州にシラス台地を形成するとともに、北方の九州山地を超えて人吉盆地にも流れ込み、その分布域は3万km³にも及んだなどとされているところからして、広大な地域の自然及び社会を一瞬にして壊滅させ、全国的規模で生活基盤や社会の諸機能に深刻な被害を与えるにとどまらず、地球的規模でその生態系等に影響を与えるということができ、その被害の規模及び態様は、発電用原子炉施設について想定される原子力災害をはるかに上回るということができる。

そうであるところ、少なくとも今日の我が国において、このようにその影響が著しく重大かつ深刻なものではあるが極めて低頻度で少なくとも歴史時代において経験したことがないような規模及び態様の自然災害の危険性（リスク）については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、建築規制を始めとして安全性確保の上で考慮されていないのが実情であり、このことは、この種の危険性（リスク）については無視し得るものとして容認するという社会通念の反映と見ることができる。

そうであるとすれば、発電用原子炉施設の安全性確保についてのみ別異に考える根拠はないというべきであり、上記のとおり発電用原子炉施設の安全性が確保されないときにもたらされる災害がいかに重大かつ深刻なものであるとしても、そのことから直ちに独り発電用原子炉施設についてのみこの種の自然災害のリスクについてまで安全性確保の上で考慮すべきであるという社会通念が確立しているとは認めることができず、このようなリスクをも発電用原子炉施設の安全性確保の観点から自然災害として想定すべきか否かは、結局のところ、政策判断に帰するものというべきところ、少なくとも原子力利用に関する現行法制度の下においては、これを自然災害として想定すべきとの立法政策がとられていると解する根拠は甚だ見だし難い。

以上、認定したところによれば、少なくともVEI7以上の規模のいわゆる破局的噴火については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、発電用原子炉施設の安全性確保の上で、自然災害として想定しなくても、当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということとはできない。また、そのように解しても、本件改正後の原子炉等規制法の趣旨に反するということもできない。

これ、いわゆる社会通念と言われるやつだと思うんですけども、この考え方というのが、

踏襲されているというふうに思っています。

広島地裁の抗告審は、逆に差しとめを認めているわけですが、ただ、基本的な枠組みというか、発想は同じで、火山ガイドが要求する破局的噴火による発生の可能性が、運用期間中にですね、原発の運用期間中に破局的噴火が発生する可能性が十分に小さいという立証はされていないというのが前提で、ただ、社会通念があって、そんなに低頻度で被害が甚大なそういうものに対して、本当に絶対的なというか、安全性まで、そこまでそのリスクというのは無視してよいというのが社会通念だというふうな考え方で、だから、立証が破局的噴火の可能性が十分に小さいという立証ではなくて、破局的噴火が起こり得る根拠が示されない限りは立地不適にはしなくていいでしょうと。そういう意味では、裁判所として新たな判断基準を示して、それで、この場合には別に止めなくていいというふうにして、広島高裁の抗告審は、いや、やはり火山ガイドも社会的通念を考えてつくってあるはずだと。別に、純粹に何か科学的見地からつくられただけじゃない。やっぱりそれは工学的、技術的、あるいは社会的な通念も含めて規則としてできているはずだから、それにきちんと従えば、やっぱり立地不適になると。そこが違うだけで、基本的な考え方、枠組みというのは同じだというふうに考えています。

その後、規制庁さんの方で出されたのが、この3月7日の基本的な考え方について。

これは時期としては、広島高裁の抗告審、その後、異議審の判決が先般、9月に出されて、それがひっくり返るわけですが、差しとめの決定に対して反応したというふうに私どもは見ていますけれども、こういう文章が書かれています。

例えば1ページ目の2. ですかね。1ページ目の最後の段落ですかね。

巨大噴火は、広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである一方、その発生の可能性は低頻度の事象である。現在の火山学の知見に照らし合わせて考えた場合には運用期間中に巨大噴火が発生する可能性が全くないとは言い切れないものの、これを想定した法規則や防災対策が原子力安全規制以外の分野においては行われていない。したがって、巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される水準であると判断できる。

だから、巨大噴火によるリスクは、社会通念上、容認されるというか、それは起きても仕方がないな。それで、また同じように、根拠があると言えない場合は十分に小さいと。

これは、だから裁判所はそもそも火山ガイドとは違う判断基準を示したということだと思うんですけれども、規制庁さんは、ある意味、解釈を変えてだと思ってるんですけれども、火山ガイドを変えてなくても、解釈を変えて裁判所の結論に合わせたというふうに見えま

す。

ただ、これ、ちょっとびっくりしたんですけども、ここで言われている巨大噴火というのは、この最初の方に書いてあるんですけども、数十キロ程度を超えるような噴火ですね。数十キロを超えるというのは、先ほど読んだ裁判所の結論は、あれは破局的噴火、VEI7上ですので、あれは100キロですね。VEI7以上というのは100キロ以上ですので、だから、これは違うんですね。違うんですね。

それで、これは本当はちょっと聞きたいところなんですけども、最初は、これ、数十キロ程度を超えると書いてあるから、数十キロを超えるというのは100キロ以上で破局的噴火のことかなと思ったんですけども、ただ、先般の六ヶ所村の再処理工場の審査の過程で、40キロの十和田カルデラの噴火については、ここでいう巨大噴火に相当するというふうなことを言われていますよね。だから、40キロはどうやらこれに入るみたいですね。

大分の判決を見ると、火山ガイド、これを引用して数十キロ。引用して数十キロ。すなわちVEI6程度と書いてある。

VEI6というと、10から100なんですかね。10から100の間でVEI6。数十キロというのは、ちょうどそれに当てはまると見るのか、あるいは、わざわざVEI6と書かずに数十キロと書いたのか、そこら辺はぜひしっかり聞きたいところなんですけども、要は、この宮崎の判決が言っている、広範囲で非常に、広域な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすというのが全然違うんです。

ここ書いてあることは、もう日本中とにかくどこにも住めなくなるよ、九州がもうなくなっちゃうぐらいのそんな勢いだよと、そこまではまあ考えなくてもいいでしょう。それでVEI7というのを示しているわけですね。

私たちは、これについても不満がありますよ。この判決についてもね。たとえそれぐらいの規模の噴火があったとしても、でも、別に地球がそれでなくなるわけじゃないですの、どこかで誰かが生き残ってくれて、そのときに、ただ火山だけの被害なのか、それに原発の放射能がまき散らされるというようなそういう被害が追加されるのか否かというのは、残された人間にとっては非常に重要な問題じゃないですか。だから、これ自体にも不満があります。ただ、それを踏み越えているんです、これ。びっくりです。びっくりしました。

だって、例えば、これはちょっと本当はしっかり聞きたいところなんですけど、一番聞きたいのは、この川内原発の話に戻りますと、桜島薩摩噴火ですね。桜島薩摩噴火という

のは、九州電力が運用期間中に起こり得る最大規模の噴火として想定しているものですね。1万2000年前の噴火で、実際に火山灰の評価に使っている噴火があるんですけど、これの噴火規模が大体11キロと言われていまして、噴火指数6ですかね。これはこれに入るんですか。この数十キロに入れちゃうんですか。

もちろん、この話とモニタリングの話は別だというかもしれませんが、そんな規制庁さんが、もう無視していいよ、そんなリスクはもう無視するのが社会的通念だよという態度をとったらね、モニタリングを真面目にやるのが馬鹿らしくなってくるじゃないですか。

そもそも、でも、本当に事業者が運用期間中に起こり得る最大規模だと言っている噴火について、防災を放棄するような姿勢をとるというのは、これは絶対、規制当局としてはあってはならないことだと思います。これは、だから、このモニタリングの件にも深く関わってくる話だと思いますので、ぜひ考え直していただきたいと思います。

それから、六ヶ所についてもね、十和田カルデラの40キロレベルの噴火というのは、これは無視していいんですか。無視するのが社会的通念だ、そんなもの規制当局の側から言っているんですよ、これは。これは巨大噴火にあたりますみたいな。

例えばこっちの判決で言っているのは、例えば始良カルデラの3万年前の噴火、大体、450キロですかね、あと、阿蘇の9万年前の噴火が600キロ立方のレベルだと思います。それに対して、今、十和田で問題になっているのは40キロ、10分の1のレベルですし、偏西風帯にあるという日本の風向きを考えると、九州で起きたら日本中火山灰がという感じになるんですけど、東北、北海道、東北地方で起きた場合にはそうはならないかもしれません。

十分、知恵を出し合って防災に向き合えばね、いろんなことができる相手だと思うんです、このレベルは。そのことは火山学者の皆さんも、きちんと防災を考えましょうよというふうに政府に提言を出しているじゃないですか。社会的に容認されてはいないと思います。それは、皆さん、あまりこういった状況をよくまだ知らないというだけですね。容認されているということはないと思いますし、それから、安全の考え方はね、一般的な建築基準と同列に扱うというのは、それは間違っていると思います。

この種の議論をすると、大体、絶対的安全を求められていませんみたいな、非常に極端な言い方をして、原発だけが何か特別絶対的な安全を求められるというのはおかしいみたいな、そういう議論がどうしてもされてしまうんですけども、そこは程度だと思います、

きちんと。かといって、何か、一般の建築基準の考え方と同じ考え方で原子力安全を語っていいのかどうかというのは、それはそれで絶対違うと思いますしね。

その辺は、国際基準もあると思います。この、大体、火山ガイド自身が国際的な基準に照らして作成されたと思うんですけども、SSG-21か何かに照らしても、そういったものは踏まえていないですし、そういったものは踏まえていない考え方だと思いますし、そうなってくると、原子力基本法第2条2項にも違反するような、そういう処分にもなってくると思いますので、ぜひ、この考え方については、その考え方がまずいですよ。この考え方。非常にまずいと思います。しかも、この後、大分の判決は、ある意味、規制庁さんの意に従ってみたいの中身になっていきますけれども、でも、このレベルで、何か、リスクが容認されているなどというのは、多分、規制庁さんが始めて言い出したんじゃないですか、これで。

これは、判断の根拠は何ですか。だから、裁判所とはまた違う判断をした。多分、それは違う根拠に基づかないと、違う判断ができないですよ。なんでこんな判断をしたんですか。これは、ぜひ、説明をしていただきたいですし、だから、もう、今、六ヶ所の再処理工場で適用しようとしちゃっていますけど、ちょっと即刻やめていただきたいです。

だって、六ヶ所再処理工場には、高レベル廃液タンクがあるでしょう。あそこに火砕流が届くか届かないかというのはあるけれども、あそこに何かダメージがあったら、もうそれこそ、そのために非常に広範囲に悪い影響が及ぼされる。ほとんど住めなくなってしまうような土地ができてしまうかもしれないですよ。それを防ぐのが皆さんの使命なんじゃないんですか。それを皆さんの側から、いや、無視していいですよ、それが社会通念ですよと言っちゃうのは、ちょっとこれはあり得ない判断だと思います。

これは、だから、話を戻すと、六ヶ所再処理もそうですけれども、事業者の火山リスクが、火砕流が届くかもしれないようなところに立地している事業者のモニタリング活動にも影響してくると思いますので、そんな考え方が蔓延しちゃったら、もう馬鹿らしくてやられてはいけませんよ、モニタリングなんてね。真面目にやる気が起きないじゃないですか、ということです。

それから、すみません、最後に、もう一度だけ、関連で、青森県の陸奥の中間貯蔵施設ですね、リサイクル燃料貯蔵センターですかね。これも、だから、火山リスクが問題になっていて、恐山からの火砕流というのがあって、これはびっくりしたんですけども、非常に小さい規模の噴火で届いているんですね。

ちょっとこれは私も見方があれなんですけど、お渡しした資料でいうと、多分、見かけの体積というのを見ればいいんですかね。見かけの体積というのを見ると、3回届いたやつで、一番小さいのが0.08。二股沢火砕流、0.08立方キロという。だから、噴火指数だと3のレベルですかね。非常に小さいレベルで到達しているというのがあったですね。

これは、今、まだ審査中だとは思いますが、だから、普通だとなるべく大きい想定をして、それで耐えられるかどうかという評価になると思うんですけれども、この場合には、当然、噴火規模が小さければ小さいほど、その分、起こる可能性というか、頻度は高くなるという関係になっていると思いますので、このレベルの噴火でも対応できるのかどうかですね。モニタリングでいうと核燃料の搬出が可能なのかどうか。

火山部会の議論を見る限りでは、これは宮町さんがよく言われていますけれども、別に巨大噴火とか、破局的噴火だけではなくて、もっと大規模噴火とか、それより小さい規模の噴火についても、中長期的な噴火の予測というのは難しく、余地できるのが、兆候を捉えるのが直前になるかもしれないと。何日前、数日前とか、せいぜい数カ月前と。

そうなってくると、陸奥の施設については、原発ではないので、停止措置というよりは、そこにたまった核燃料をどうするのかという。その長期的な対応が、即、問題になってくるわけですが、その観点でどうなのかという。これはこれできちんと審査をしていただきたいということです。

それで、もう一度、ちょっと言い忘れたんですけれども、この基本的な考え方を、なんで対象噴火規模を数十キロ下げたのかですね。

一つ考えられるのは、これは裁判所も言っているんですけど、中長期的な予測が困難というものは、裁判所も、これも規制庁さんもそうだと思うんですけど、VEI6以上について、中長期的な予測は困難だと。だから、そういう兆候を把握した経験がないので、何が起こるかわからないということだと思うんですけどね。もし、そのためにこのVEI6にちょっと下げたんだとすると、ちょっと本末転倒というか、それはそれで話がおかしいんだというふうに思います。

ここで言っているのは、だから、広域的な地域に重大かつ深刻な被害を引き起こすものである一方、その発生の可能性は低頻度だというのが理由にされているんですけれどもね。

でも、VEI6のレベルだと、広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすものである以上は、なおさらきちんと対策をとらないと、対応しないと、積極的にそのリスクに向き合わないといけないというふうに考えます。

それが原子力規制庁、規制委員会に課せられた第一の使命だというふうに思いますので、何か、そういったものから、とにかく逃げようとしているというふうにどうしても見えてしまいますので、そこは、今回の火山モニタリングに関するその処分のあり方について検証するに際して、そういった考え方を含めて、ぜひ、お考えに、検証していただきたいなというふうに思います。

すみません、長くなりましたけど、以上です。

○寒川安全規制調整官　ということで、以上で意見陳述の終了ということで、よろしいですか。

○ 氏　はい。

○寒川安全規制調整官　では、これをもちまして、異議申立人から申し立てのありました異議申し立てに係る口頭意見陳述を終了いたします。